

陳 情 一 覧 表

平成 24 年 12 月盛岡市議会定例会 (平成 24 年 12 月 4 日)

受理 番号	受理年月日	陳 情 の 要 旨	提 出 者
5	H24. 11. 30	岩手県の医療費助成制度について現物給付の導入を求める陳情	盛岡市盛岡駅前通 15 番 19 号 フコク生命ビル 8 階 岩手県保険医協会 会長 箱 石 勝 見

平成 24 年 11 月 29 日

盛岡市議会議長 村田芳三 殿

陳情者

盛岡市盛岡駅前通り 15-19

フコク生命ビル 8 階

岩手県保険医協会

会長 箱石 勝 見



岩手県の医療費助成制度について

現物給付の導入を求める陳情

趣旨

本県の医療費助成制度の給付方法は償還払いです。制度の対象者は医療機関を受診した際に窓口でいったん法定の一部負担金を支払い、負担上限額を超えた分が後日払い戻されます。

一方の給付方法である現物給付は、医療機関窓口において負担上限額までの支払いで済み、東北では本県以外の全ての県で導入されています。全国でも現物給付を導入している都道府県が過半数となっています。

患者にとって現物給付のメリットは、負担上限額分の医療費を用意しておけば、それ以上の支払いが不要なことです。そのため安心して受診でき、傷病の早期発見・早期治療につなげることができます。また、償還を受けるために必要な医療費助成給付申請書の手続きが不要です。市町村にとっては、償還に係る事務作業や振込手数料が不要です。医療機関にとっては、医療費助成給付申請書の確認とレセプトへの貼付が不要です。

しかし現物給付を導入すれば、ペナルティとして国からの交付金が削減されてしまいます。住民の健康のために患者負担を軽減している自治体に対してペナルティを課すことは言語道断です。

つきまして、貴議会におかれましては、住民の健康増進、早期発見・早期治療による重症化防止のため、次の項目について岩手県及び国に対し意見書を提出して頂きますよう、陳情致します。宜しく願い申し上げます。

記

陳情項目

- 1、 県の医療費助成制度について現物給付を導入して下さい
- 2、 現物給付導入の際は、国から減額される交付金について県が補てんして下さい
- 3、 国は現物給付を導入している自治体に対する交付金の削減をやめて下さい

